

教育再生実行会議
第5回議事録

内閣官房教育再生実行会議担当室

第5回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成25年4月4日（木）18:00～19:30
場 所：総理官邸4階大会議室

1. 開 会
2. 教育委員会制度に関する討議
3. 閉 会

○鎌田座長 定刻となりましたので、ただいまより第5回「教育再生実行会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、前々回、前回に引き続き、教育委員会制度について御議論いただきます。

最初に、安倍総理より、一言御挨拶をいただきます。

総理、よろしくお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 本日は、教育委員会制度の改革についての提言の素案について御検討いただきたいと思っております。

教育再生とは、子供たちが、夢を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするためのものであります。

子供たちの能力を最大限引き出し、社会に貢献しながら自己実現を図ることにより、一人一人が人生をよりよく生きられる手立てを提供するのが教育の役割であり、それが十分実現できていない状況を改革するのが教育再生であります。

そのためには、教育行政の根幹において責任体制を確立することが必要であります。教育委員会改革は、教育再生の基盤であると考えております。

教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が図られるよう、教育委員会を抜本的に改革するとともに、地方教育行政において、責任ある対応がなされないような場合には、その是正のため、国が一定の責任を果たすことも必要であると考えています。

変えるべきは思い切って変えていくため、提言の取りまとめに向けて、皆様方の御協力のほど、御尽力のほどをよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○鎌田座長 それでは、議事に入ります。

本日は教育委員会制度等の在り方に関する第二次提言の取りまとめに向けて、これまでにいただいた御意見及び本日の会議に御提出いただいた御意見を踏まえ、私と事務局とで作成いたしました第二次提言の素案を資料1としてお配りいたしております。

提言の素案は、皆様に事前に見ていただいておりますように、「はじめに」に続いて「1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く」「2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う」「3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する」の3つの柱で構成いたしております。

そこで本日は、本素案について、まず「はじめに」と1の柱の部分を40分程度、その後で2と3の2つの柱の部分を合わせて20分程度、それぞれ御議論いただき、最後に全体を通した御意見をいただいて提言の取りまとめにつなげていきたいと考えております。

なお、本日配付させていただきました素案は検討途中のものでありますので、この素案及び委員から御提出いただきました資料のうち素案を直接引用しているものにつきまして

は、まことに恐縮ですが、非公開の扱いとさせていただければと思いますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、最初に「はじめに」と「1. 地方教育行政の権限と責任の明確化、全国どこ
でも責任ある体制の構築」について御意見をお伺いいたします。御意見のある方は挙手をお
願いいたします。

蒲島委員、お願いいたします。

○蒲島委員 第1の「地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制
を築く」に関して意見を申し上げます。

まず、教育長の任免手続の見直し、教育長が教育事務の執行責任者として具体の事務を
執り行うという見直しについては、現状を踏まえた適切な対応でありますので、私はぜひ
進めてほしいと思います。ただ、私の持論として、教育の継続性と安定性の確保、地域住
民の意向の反映という観点からは、提言案では、教育委員会は教育行政の基本的な方針や
方向性の審議と書いてありますが、審議だけではなくて決定も行うべきではないかと、そ
う考えております。

なお、新教育委員会に対して基本方針の決定権を付与するとすれば、これは首長が議会
の同意を得て任命することも必要ではないかと考えています。

以上が第1の部分についての私のコメントです。

○鎌田座長 ただいまの御意見に関連する御意見がございましたら、お出しただければ
と思います。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 この教育委員会制度の見直しについては、全国知事会の中でもかなりいろい
ろと議論がありまして、見直しをすべきという意見と、やはり現状維持のほうがいいので
はないかという意見もあったりする中で、例えば全国知事会などでも結局結論としては必
置制というものを見直して選択制にすべきだと、それぞれの県で選べるようにすべきでは
ないかという結論になったりとかしている、それぐらいいろいろ議論がある話だろうと思
います。

ただ、やはりこの間、いろいろないじめ問題の対応についての具体的な事例など、そう
いう事例を踏まえて考えても、また私自身の教育改革、県で行ってきた経験などから踏ま
えて考えても、地方教育行政の権限と責任を明確にする方向で見直しをしていくというこ
とが非常に大事だと思っております、基本的に今回の第二次提言素案の方向でぜひ見直
しを行っていただきたいと私としても考えておるところでございます。

ただ、実際に制度設計を行う際には、いろいろな細部についての詰めなども必要だろう
と思いますので、ぜひ今後中教審などにおきましても細部の詰めをお願いする事項がたく
さんあるのだろうなと考えているところです。

その上で、特に2点について、今回の素案でやや明確ではないのではないかなと思う点
について、私自身の意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、首長が議会の同意を得て教育長を罷免することができるという制度にすること自体賛成なのでありますが、民意の反映という観点から、罷免することができる場合の要件についてどう考えるかという点、ここをもう少しクリアにさせていただいておたほうがいいのではないかなと思っております。

素案では、首長による罷免に際しては議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックすると書いてあるわけですが、現行、教育長を罷免できる場合というのは、教育長が心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認める場合とか、さらには職務上の義務違反、その他教育長たるに適しない非行があると認められる場合になっているわけですが、ぜひ民意の反映という観点からは、いわゆる教育について一定の成果を上げ得ていないという場合、その場合について文言は大いに詰める必要があると思えますけれども、そういう場合について、このままでは民意を踏まえた教育改革はできない、だから人を変えなければならぬ。

普通の行政分野だったら必ずそういう方向で話が進んでいくわけなのですけれども、そういう場合も罷免の要件の中に入れるということが非常に重要ではないのかなと思っております、恐らくこの素案の中にある、議会が教育長の資質・能力をチェックするというのは、非行事案があった場合とかだけのことをおっしゃっているのではないだろうなと思うのですが、成果を上げ得ていない場合などということもしっかり読める方向で書いておいていただいたほうがいいのではないかなと思っております。

他方で、そういう首長に強い民意を反映させる権限を持たせるからこそよけいに地方の教育行政の政治的中立性を守るための担保措置というのはしっかりとっておかなければならないだろうと思っております、このチェック機関である教育委員会、単に諮問するだけではなくて、一定同意を得なければならない専管事項をしっかりと定めてそれを法定しておくという中立性の担保をするための措置をしっかりと強い権限を、明確な根拠のもとに規定しておくということが大事ではないかなと思っております。

この1ポツについて、私ども大きくその2点についてそういう意見を持っております。
○鎌田座長 ありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 関係しなくていいですか。

○鎌田座長 今のお二人の御意見と関連する御意見がありましたら、まずそちらを。

川合委員、どうぞ。

○川合委員 教育委員会と教育長の関係についてでございます。教育委員会が諮問かつ検討機関として位置づけられた場合に、その審議を行うだけではなく、その意見をきちんとくみ取るための制度がすごく大事だと思います。教育委員会自身が教育長を罷免するというのは強すぎるのかもしれませんが、何らかの形で教育委員会での決定事項に対しての反映ができる仕組みが必要かと思えます。

それは先ほど教育長の首長による罷免の要件というところのもう少し詳細な内容になる

のかと思いますが、教育委員会での審議することなどの制度上の措置を講じるというだけではなく、そこで決められた意見、出された意見について、真摯にくみ上げるという必然性のある制度が必要かと思っています。専門家でないのでどう組み入れていいのかわからないのです。

2点目ですけれども、教育委員の構成について、全く書かれておりませんので、そこが少し気になりました。教育委員会は教育畑の人材に偏ることなく、地域住民や民間の有識者あるいは地域のマイノリティー、外国籍の人が多いたときはそういうところの意見を反映するなどの多様な意見が反映できるような構成にさせていただくことが重要ではないかと思っていますので、それを御意見申し上げる次第です。

以上2点であります。

○鎌田座長 貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 2ページのところですけれども、教育長の罷免についてであります。2つ目、3つ目の○印を見ますと、教育長による教育事務の執行状況に対するチェック、この教育委員会のチェック機能ということで機能する。そして、その下は教育委員会で審議するというので、審議機能と両方あわせ持つということではありますが、この教育委員を誰が選ぶかということについては特に触れていませんので、今のところは何とも言えませんが、もし教育長が選ぶということになりますと、このチェック機能、つまり監査機能を持つ存在が自分で選ぶというのはいかがなものかなと思うのです。

ただ、その歯止めとして罷免ということが出ておりますけれども、どうですか。現実には心配するのは、罷免はできますか。例えば非行があったとか刑事的な問題が起きたとかというのなら罷免できますけれども、任命するときに議会に諮って首長が任命しているわけですので、任命責任が逆に問われて政治問題化するのではないかと思うのです。罷免がいけないというのではなくて、現実にはなかなか抜けない刀といいますか、気をつけないと、逆に教育長が首長に並び立つような存在になってしまうということも考えられますので、この辺はもう少し考える必要があるのではないかと思います。

ですから、後で議論されると思いますけれども、教育委員の構成がしっかりした民意が反映された組織になるとか、その教育委員の民意が反映された教育委員は、首長が教育長の意見を聞いて任命するとか、そういうふうにしておかないと首長のきちんとした責任が果たせないのではないかと思います。

以上です。

○鎌田座長 八木委員、どうぞ。

○八木委員 3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、教育委員会を審議機関あるいはチェック機関とするかどうかということですが、先日、貝ノ瀬委員とともに東京都教育委員会の会議を視察いたしました。2時間弱の視察でしたけれども、非常に活発な議論が行われていました。ただ、どう考えても、教育委員会の場が執行機関、決定機関とは思えないということです。明らかに諮問機関と

しての状態である。非常に活発な議論がなされており、恐らく東京都教育委員会というのは全国の教育委員会の中でも最も機能していると思われるところなのではすけれども、しかし、そこにおいても、そのようなことが現状であるということです。現状の決定機関、執行機関とするのは東京都教育委員会の姿を見ても無理があると思いました。

2点目としまして、教育委員の人選の問題ですけれども、一部報道に今回の内容が出ております。その中で教育委員に地域枠を設ける、コミュニティ・スクールとの関連でありますけれども、そのような内容が一部報道で出ております。ただ、その内容についてはこの素案の中には載っておりませんし、そのような形で限定しないほうが私はいいかと思います。

最後に3点目として、教育長の罷免についてでありますけれども、私は、前回の報告の中で、首長と教育長の任期を同じにしようかという提案をいたしました。つまり、現状では教育長も教育委員の一人でありまして、4年の任期がある。したがって、現職の市長を破って当選した新しい市長の目の前にいる教育長は、前の市長、首長が選んだ人であるということで、まさにここで民意がシャットアウトされているという現状があります。そのあたりを含めまして、罷免の件につきましては、より詳細な制度設計が必要かと思えます。

○鎌田座長 ほかにございますか。

では、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 「はじめに」の項目なのではすけれども、非常に格調の高い練られた内容だと私は受けとめました。

その3行目に、「教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑でなければなりません」という形で出ていますが、教師に頑張れよと言うだけではなくて、その任務の重要性に鑑みながら、人材確保や育成の面で教師の意識が高揚され、職務により専念できるような条件整備に取り組むべきことを、この文言の中に入れていただきたい。

私の非公表資料のほうに下線でつけ加えましたが、ただ頑張れよではなくて、教師が教育委員会のもとで頑張る職務に専念できるような条件整備を、教育委員会はしっかり後押ししますと、だからこそ、教育委員会があるのですよということを言っていたきたいということです。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに、河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。学校現場においては、児童生徒の学力向上であるとかいじめ、不登校等の生徒指導上の問題であるとか、特別に支援を要する児童生徒が増加傾向にあるといった教育諸課題がたくさんあります。その対応について、学校現場の教職員は、その解決に向けて頑張っているところですが、専門的・技術的な指導・助言を現行制度でいう教育委員会に求めております。学校現場に、迅速に、かつ的確に指導・助言を行うことができる制度にしていくためには、現行制度上でもその実質を担っている教育長

が責任者となるというのが現実的ではないかと思えます。

その中で、教育長の指示によって、専門職である指導主事等が学校現場に対して専門的・技術的な指導・助言を行います。私が視察させていただいた墨田区教育委員会での事務局の様子を聞いたのですが、教育委員からは事務局の職員は非常に多忙であるという話がありました。指導主事は、かなり少ない人数の中で広範囲の地域にあるたくさんの学校の指導・助言に当たっています。教育諸課題を解決していくためにも、提言素案に「教育行政部の体制を強化する」という文言がありますように、事務局の体制をしっかりと充実させていくということが大事であると思えます。

以上です。

○鎌田座長 ほかに、この1の部分につきましてはよろしいですか。

幾つか御意見をいただきましたけれども、教育長が教育事務の執行責任者として具体的事務を取り扱うということについてはおおむね皆さんの御意見は一致していて、教育委員会がどの程度の権限を持つか、とりわけ重要事項についてどういう形で関与していくのが適切なのか、罷免の権限の要件のあり方に御意見を頂戴したところでございますけれども、ここでそこに踏み込んでいくか、あるいは今後予定されています中教審等に権限を委ねるのがいいのかということについては、事務局と相談させていただき、かつ委員の御意見を追加的に伺いして取りまとめをさせていただければと思っています。尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 教育長に強力な権限を持たせるわけです。権限を持つ人は責任をとらなければなりません。その責任をとる任期の間は自分の身分は安泰なのだという強力な権限を持っている人、それは危険だと思います。やはりそういう権限を持たせる反面、不適當であれば罷免されるという責任の取り方というのがあって、その緊張感のもとで日々仕事を一生懸命やる。そういう制度を組んでおかないといけないのではないかと考えております。やはり成果を上げ得ない場合、そこは責任を問われるという制度にしておくことが大事ではないか。また、そうでなければ首長も選挙で主張した教育改革の取り組みについて、それを実行し得る手段を持ち得ないことになってしまいますので、いい人だと思って選んだ、確かに任命責任は問われるかもしれませんが、いい人だと思って選んだが、後で変えざるを得ないなどということは現実問題では出てくるのだらうと思えますし、その緊張感がいい仕事を促すということにもなるのではないかなと考えておまして、補足です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに、曾野委員、どうぞ。

○曾野委員 小さなことなのですが、括弧の中の○の5番目のところで、教育長の資質・能力が重要であるから、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成。これで少しも悪いことはないのですが、研修などいうものはおよそ勉強にならないのです。研修というのは不勉強な人間がつじつまを合わせるものと私は考えてい

る。ですから、昼夜を分かたず朝も夜も本を読み続けるというような人でないと「学び続ける教育長」と言えませんので、これはお入れになるほうがいいのかどうか疑問でございます。

○鎌田座長　どうぞ。

○富田衆議院議員　教育長の任命・罷免に関して議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックすると書かれています。現行法上も任命・罷免は議会の同意が必要と法文上なっていますが、実際に議会でどうなっているのかということをお私どもの党の地方議会の委員に聞きましたら、ほとんどノーチェック。人事案件ですので、自分で処理してそれぞれの議員が、例えば教育長、教育委員がどういう思いを持ってその職務を引き受けようとするのか、あるいはどういった方向でこの地域の教育をやろうというのが全くチェックする場がない。法文には多分書けないと思うのですが、こういう方向にするのであれば、何らかの指針なりメルクマールを国のほうから与えないとほとんどノーチェックでいってしまう。ただ、法文上同意となっているだけになってしまうと思いますので、ぜひそのあたりも議論していただければと思います。

○鎌田座長　ありがとうございました。

ほかに関連の御意見はございますか。よろしければ2及び3の柱に議論を移させていただきたいと思いますが、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○大竹委員　4ページになろうかと思いますが、第三者評価という部分についての考え方を皆さんと一緒に共有できたらと思っております。かつては視学官という時代もあったようでありましてけれども、中立性と権威と申しますか、ある程度の権威を持たなければ教育委員会が恐らく聞く耳を持たないのではないかという気がいたしますので、このあたりについて第三者の評価システムを取り入れることが重要かという感じがします。ぜひ深く掘り下げて御検討を賜ればと、このことだけ申し伝えておきたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田座長　貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員　今の委員の御意見は賛成です。そこで3つ目の地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映するという大きな見出しが出ておりますけれども、これは大変大事なことだと受けとめています。学校教育法も教育の第一責任者は保護者にあるのだということになっておりますが、やはり現場に近いところの意向を適切に反映していくということが大事であろうと思っております。

そういう意味でここでしっかりと、例えばということでコミュニティ・スクールなどが例示されているのだと思いますが、ただ、いかんせん例えばこの仕組みが次の5ページの制度改革後のイメージのポンチ絵の中にどういうふうにかかされるのかというところがいまいになっているのではないかと思います。

つまり、教育行政、教育委員会制度の仕組みの中に地域住民の意向がどういうふうにかか

映されるのかということの具体的なイメージがわかりにくいのではないかと思います。そういう意味では、ぜひ教育委員会の委員さんの人選については、学校運営協議会、つまり学校運営協議会が設置された学校の代表の方々等が、つまり地域人材の方々が委員さんを全てとは申しませんが、一定程度積極的に登用していくということが必要なのではないかと思います。コミュニティ・スクールにつきましては法律にちゃんと明記された存在でもありますし、また文科省の中にも担当する部署があって、5年間で3,000校という目標を立ててやっているわけでありますので、いいことであるからそういうことをやっているわけでありまして、そういうものを十分活用していくという必要があると思います。

ただし、現在のところ、まだ義務教育の学校が3万校あるうちの1,500校ぐらいですので5%ぐらいです。ですから、5%のところだけを対象にして、それがなされていないところは改革ができないというのでは困りますので、例えばコミュニティ・スクールができているところは地域人材を活用するとか、学校支援地域本部などが設置されているところはそういうところの方々を入れるとかということをして「など」にして、民意がしっかり反映されるような方々を選任していくとすると、ちょうど3の項目も生きてくるのではないかと思います。

以上です。

○鎌田座長 今の3の点につきましては、鈴木委員からも御意見が出ているようですけれども、よろしければ御発言ください。

○鈴木委員 2のところについてもあるのです。

○鎌田座長 どうぞ。

○鈴木委員 2のところに枕の部分で「必要があります」の後ですが、これまでの経験から、地域によっては、特に島嶼とか僻地ではなかなか優秀な教師が集められない、行きたがらないという問題があります。できるだけ地域格差を生じさせないような配慮をやってほしいということをして2の枕のところに意見として提出しました。

将来のことになるわけですが、そういったところに勇んで教師が赴任できるような条件を整備する。ナショナルスタンダードを維持するためにも、そういったところに進んでいこうとする教師に対してはそれなりの処遇をしっかりとやっていきますよ、日本は津々浦々までいい教育をやりますよといえるような後押しが必要かなと考えております。

○鎌田座長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 2ポツの3つ目の○なのですが、田舎代表で言わせていただきたいのです。県費負担教職員の人事について、市町村に権限と責任を一元化するというのは確かに非常によくわかる点なのですが、ただ、実際現実問題として、高知県のように非常に小さな市町村が多いところでは、それぞれの町村で全部採用して人事をと言ったとき、正直なところ人材を十分に確保できるのかということに非常に懸念がありまして、実際高知県でも各市町村の教職員の人事というのは高知市の教職員の人に赴任してもらうという人事をやらないと実際は成り立たないというのが現実であります。

あまりこれをやりすぎたとき、正直なところ、大都市にはたくさん優秀な人材、先生方が集まるのだけれども、町村、郡部、田舎のほうの市町村のほうで先生が不足してしまう、いわゆる過疎地域でお医者さんが少なくなって困っているというのと非常に似たような状況を生じさせはしないかなという懸念があって、現行よりも市町村の権限をより見直していくというところ自体を全て否定するわけではないのですけれども、都道府県教育委員会が採用して市町村教育委員会との協議のもとで人事を行うというぐらいでないと、なかなか現実問題としては田舎では回らないのではないかなということを心配しています。その点を御留意いただいて制度設計をしていただければということをおもっています。

○鎌田座長 蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 この教職員の人事権と給与負担権について私も第3回、第4回の会議でコメントしましたけれども、理想的には権限と給与負担は設置者に全て一致させるべきですが、本当に困っているのは政令指定都市だと思います。政令指定都市ほどの規模でないと今言ったような理想の形にはなかなかならない。しかし、政令指定都市もまだそこが不一致な状態なので、そこを明快にした方がいいかと思えます。

もう一つは、2番目の○について、「地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、あるいは子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には」というのは少し強すぎる気がするのです。文章として地方公共団体を信用していないようなので、もう少しやわらかくする方が良く思えます。

また、イギリス的第三者評価を行う仕組みが提言されていますが、こうした仕組みを設けるならば、私は、国でなく、地方において設置すべきだと思っています。具体的な教育行政については地方自らが判断して責任を負うべきです。ナショナルスタンダードであるとか、先ほど言った違反があったときなどは当然国の関与が必要だし、あるいは国が責任を負うべきだと思えますけれども、そのバランスがとても難しいような気がします。

○鎌田座長 加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 ありがとうございます。先ほど尾崎知事がおっしゃった県の教職員の人事、前回は申し上げましたけれども、大変困るだろう。考えてみたら、市町村に渡すときには今の選挙区割りでもいろいろありますけれども、ああいう形でこのブロックで採用されてぐるぐる回って、そのブロックで終わるのですよという単位が当然必要になりますから、制度設計では必ず県が区画を決めてまとまってここで人事をやってくださいという今の衆議院の選挙区と同じような形での区割りをしないとうまくいかないだろうというのが私の感覚であります。

もう一つは、ここに人事と給与の一元化というのは大変簡単にさらっと書いてあるのですけれども、実行するのは極めて難しい問題であるというのは、文科省はできないのです。国庫負担は財務省、地方交付税は総務省となると、官邸のほうで一元化するのだから、制度設計されたものにはちゃんとつけなさいよと。だから、貧しい村はそこでずっと高齢者がふえても、給料が高くなっても出せるような財源というのが必要になります。今、自己

財源を持てるのは、自己収入の25%ですから、本当は自己収入のない市町村というのは大変困ることになりますから、人事と給与の一元化ということは財政的なちゃんと国が裏打ちをこういう形でしますよということが必要になるので、アフターケアが必要になる、そういう意味での官邸からの提言はアフターケアつきで考えていただきたいと思います。

○鎌田座長 川合委員、どうぞ。

○川合委員 この3つ目の今議論になっているところですけども、これは一般の人が読むと何が書いてあるか大変わかりにくい文の書き方で、私これは解読できませんで、これは一体何を言っているのかが実はわかりませんでした。

多分国が責任を持つということが最初の「国は」というところで書いてあるのだと思いきまして、最終的にこれは県が持っていた人件費というものを市町村にある程度移譲する、そういうことを言っているという解釈でよろしいのでしょうか。ざっとつながっている文章で、実は今行政に長けた方たちが解析されているようなことがここで読めませんでしたので、これをちゃんと普通の文章に落とさせていただきたいというのがまず第1のお願いです。

そうした上で、2つです。まずはここには市町村のところまで書かれていないのですけれども、現場の学校そのものに今全く人事権をどう渡すかという話がここはないのが少し気になりまして、やはり学校長の責任でいろんなことが動くわけですから、一部一定の人事権というのも現場の学校にも持たせないと、独自の方策ができないのではないかという印象を持ちました。

もう一点は、先ほど来、優秀な人材を小さい単位で求めることは大変難しいということでございますけれども、画一的な給与体系の中で議論すると多分そういうことになるのだと思うのですけれども、優れた人材を確保するためには、画一的な今までの人事体系を少し変えて、給与システムなどについても地方や学校の特殊性で付加する、優秀な人材を引きつけるような方策をぜひ検討していただきたいと思います。

小さいところで人事を回すのは大変だということに関しては、恐らく2行目の人事交流の調整というところで県単位ぐらいの人事の交流を考えるようにしなさいということが多分おっしゃっているのだと思いますので、ここを生かしてそういう交流人事も推進していただく。その2点をぜひお願いしたいと思います。

○鎌田座長 それでは、武田委員、次に河野委員、どうぞ。

○武田委員 今、川合委員が給与体系についてお話しされましたが、4つ目の○の頑張っている教師の士気を高め、教育活動の活性化を図るためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るためというくだりなのですけれども、本当に頑張っている先生がしっかりとその評価を受け、私の身近でも小学校1年生の2学期から立ち歩いている子供たちがいる中、注意ができない先生もいらっしゃるというような、それがほぼ同じような画一的な評価でずっとされていると、その方が頑張るということをなさらないのではないかと。子供たちに頑張りを教えている人が頑張っている姿を見せら

れないというのはすごく問題だと思うので、すごく素朴な観点から、もう少しわかりやすい評価をすべきではないかと思います。

さらに5つ目の○、今、少し拝見させていただきましたけれども、教育の提供をしているかということもあるのですが、監査をされる側の人材というか、その方もかなり優れた方がたくさん集まった中、学校の監査に行かなければ、こういう適切な評価も与えられないので、第三者委員会の人材についてもどのように選ばれるかというところをもう少し具体的に知りたいと思いました。

○鎌田座長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。教職員の人事権者と給与負担者はできる限り一致させるというところなのですけれども、人事権と給与負担の市町村への委譲は、責任ある地域教育行政を行うという点において必要な考え方の一つだろうと思います。現在、教職員の給与は、政令市も入りますが、都道府県が負担しております。しかし、現行制度上においても教職員給与の格差が都道府県によってかなりあります。それは当然、都道府県の財政状況による格差であると思うのですけれども、こういう状況であれば、今の若い方々が教職を目指すときに、自分の県と隣の県を比較して、隣の県の給与の方が良ければそちらに流れてしまうという傾向が見られるようです。ですから、そういった格差が現状でも見られる中で、給与負担を市町村に委譲していくことによって、更に格差が広がるようでは優秀な人材をそれぞれの地域で確保することは難しくなり、子供たちに提供する教育の質に格差が生じ、最終的には子供たちに影響が及ぶことを懸念します。

提言素案には、「義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす」とありますが、義務教育費国庫負担制度における国と地方の負担割合が、国が3分の1、地方が3分の2になってから、ますます格差が広がっているのではないかと感じます。特に、3分の2の地方負担分のところで県独自のカットがなされて、それを基に3分の1の国負担分が決めますので、積算している国庫負担金が支出できていないという県があることも文科省の調査で明らかになっております。ですから、国庫負担制度の負担割合を見直すということは、どの地域においても教職員給与の格差を解消するという点においては大事であると思います。

もう一点、教職員の給与だけではなく、教育環境の差によっても優秀な人材が確保できるかどうかという点もあります。学校現場の教材費や図書費は、一般財源化されておりますので、その地域の経済状況によっては、当然子供たちの教育を第一に考えておられる首長が全てだと思うのですけれども、地域における喫緊の課題に対してどうしても予算が必要だという場合には、教材費や図書費に積算されている予算どおりに支出されないという状況が地域によってはあります。地域によって、学校現場の教材や図書の量や質に違いが生じていることから、教育水準の維持向上という点と絡めて考えていかななくてはならないと思います。

以上です。

○鎌田座長 下村大臣、どうぞ。

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 途中ですけれども、御質問について簡単に私のほうから解説できるところはさせていただきたいと思うのですが、まず川合委員からです。

御存じの方は御存じなのですけれども、全然行政側におられなかった人にとっては訳がわからない話だと確かに思いました。3つ目の○の話ですけれども、人事権ですね。これは今、学校の先生の給与の国庫負担が3分の1で、残り3分の2は都道府県が負担するということになっているわけですが、実際はもちろん国が地方に対して財源は出してはいるのですが、しかし、給与の国庫負担は3分の1。そういう意味で、今、自民党の中でも国庫負担を100%にしてという議論があります。つまり、今の御指摘のように都道府県によって相当差が出てきているのです。もともとは田中角栄総理のときに人材確保法というのができて、地方公務員から比べると学校の先生はかなり給与と待遇をよくして人材を確保した。しかし、今は事実上ずっとならされて、ほとんど地方公務員と給与がそれほど変わらないという状況がまずあります。

3番目の○については、基本的に先生は都道府県が採用する。特に政令指定都市では人事権を持っているということですのでけれども、しかし、給与そのものは県から出してもらっているということなのです。ここで言っているのは、政令指定都市だけでなく、県の人事権を市町村のほうに移譲したほうが市町村がよりいい先生をもっと活用できるのではないかと、ということを提案しているのですが、一方で、高知県もそうかもしれませんけれども、過疎の県等は、優秀な先生が県庁所在地等に集まってしまって、周辺の島嶼とか過疎の村とかにはいい先生がそもそも応募しなくなってしまうということで、その格差が生まれるから、やはり一方で、県で先生を採用して、そういう過疎地と島嶼等には回していかないとバランスのとれた人材がうまく回せないのではないかと、その辺のバランスをどうするかという問題。

県費負担を市町村負担にするとすれば、その場合には、県が市町村に財源を移譲してもらわないと困るわけです。3分の2は県が負担。ところが、移譲はなかなか難しいという状況の中でこれどう整理するかという問題があるということでございまして、これは今後議論があると思います。

武田委員がおっしゃっていた、これは文部科学省の資料2のところを見ていただきたいと思うのですが、資料2のイギリスの教育水準局、Ofstedですけれども、これは権限が教育水準局の3つ目の○のところにあります。2009年のOfstedの正規職員は2,088人、そのうち勅任視学官は443。この勅任視学官というのは女王陛下から任命されていますから、これは絶対的な権限を持っていて、日本で言えば国税、税務署よりも学校現場に対して権限を持っている、それぐらいの学校監査が、下に書いてありますが、全てのイギリスにおける学校を回って監査をして、改善要求をする。もし、改善要求に応じられない学校があれば、それは生徒の学校の教育水準の達成度とかここに書いてありますが、質とか財政上の問題とか、これが達成しない学校は廃校となる場合もあるということなのです。

ですから、イギリスはこういうふうにOfstedが権限を持って、教育水準を保ちながら、一方で今おっしゃったように、学校の先生の人事権を学校が持っています。特に学校の先生が人事権を持っているという形で、その辺を現場に移譲しながら、一方で、何かあったときには査察のような形で厳しく対応する。それがイギリスの教育水準局の例だということで御説明申し上げました。

○鎌田座長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 下村大臣のからイギリスの教育水準局についてご説明いただいたのですが、私も会社を経営していますが、国税が来た、と言って喜ぶ会社は、正直少ないですね。

私は来ることを怖がられるよりかは、私たちは一生懸命やっているのだけれども、自分たちの課題がよく見えない、だからこそ来てもらって、いろいろなアドバイスをもらえる、だからよくぞ来てくれた、と言われる存在になる方が望ましいのではないかと思います。

確かに権威というのは大事なのですが、来たら潰されるかもしれないというような恐ろしさがあると、本当に建前での対応になってしまうと思います。

私は前回の会議で、日本経営品質賞を参考にしたご提案、特に第三者評価機関の設置について資料を作成いたしました。評価して低いところは潰すことも検討するというような存在より、評価の高い学校の仕組みや取組み事例をベンチマークして、それをもとにどう改善していくかというような、前向きな、希望を与えることができる存在の方がいいと思っています。

そういった中でぜひ詳しく知りたいのは、もちろん、イギリスでやって成果を上げておられますから、この会議でも資料で出されたと思うのですが、実際、グレード1の評価の学校がどのぐらいあって、同様にグレード2がどの程度あって、仕組みとしてその事例をイギリス全土で、グレード3やグレード4の学校がどのように取り入れて、改善策を講じて、その結果グレードがアップしたというエビデンスやドキュメントです。それがとても参考になると思います。

ただ私も検索しましたが、この取組みについてイギリスで年間予算400～500億ぐらいかかっているようです。日本だとそれ以上かかると思いますので、すぐ取り組みしようと思っても難しいかも知れないとも思います。

他の委員のお話にもあるように、教育長が責任を持つ体制になっていくことには賛成なのですが、それが本当の意味で成功するためには第三者機関がきちんとアセスメントをする仕組みがないと、せっかく変えたものの効果が可視化されないために分からず、結局うやむやな感じになるのではないかと考えております。

以上です。

○鎌田座長 それでは、どうぞ。

○大竹委員 今おっしゃったことについて持論を申し述べたいと思います。

○鎌田座長 今の論点に皆さん関連の御発言があると思います。

○大竹委員 私は日本国社会そのものが国際的に見て稀に見る「保護社会」だと思っているのです。規制に縛られており、それに従う限り甘えているわけです。余りにも甘え過ぎてしまっているというところがものすごく気になってしまうのです。ですから、規則に縛られて従っていればそれでいいのだというのでは自立社会ではないのです。保護社会の対極には「自立社会」があります。ほとんど規制がない代わりに自分の判断で行動し、その結果の責任を負うことが求められます。そういう意味での保護社会の典型を日本の学校教育に見ることができます。そこだけつけ加えておきたいと思います。私の考えですから。

○鎌田座長 蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 私は、この評価委員会あるいは第三者評価は、いい学校を褒める評価をする方が日本ではすごく機能するのではないかと思うのです。いいところと悪いところを区別してランキングすると、必ず下の方のランキングはそれなりに悩むでしょう。だから、いい学校を拾い上げるための評価委員会。グレード1を毎年公表し、そうすれば、グレード1になるよう頑張ろうという人たちが増えてきます。グレードの一番下になり、それを公表されれば、日本の社会ではそこで起き上がれなくなるのではないかと。そういう意味では、評価委員会などをつくられるのであれば、そういう優秀な学校を拾い上げる、優秀な先生を拾い上げる、表彰する、そういった委員会にしてほしいと思っています。

○鎌田座長 遠藤議員、どうぞ。

○遠藤衆議院議員 関連になりますが、今、蒲島委員から話がありましたように、日本の教育は減点主義なのです。100点満点で80点ですと、60点ですと。そうすると、人間はマイナス評価ではあまり伸びないので、むしろゼロから積み上げていって100点も120点も150点もあっていいよといったほうがはるかに人間は楽しいのではないかと思う。学校の評価も今先生がおっしゃったように、プラス思考でどうやって持っていくか、そこは大賛成なのです。

話が戻りますが、先ほど尾崎委員から話がありましたように、私の地元、山形でも教員採用試験に合格するのは山形市近辺の人が多いい。それを最初、地方あるいは島に勤務してもらって、今は5年か6年してもなかなか帰って来られない。それを、もちろん、昔の郡単位ぐらいまでに拡大しても、県全体から細分化した時に人材的な格差が出てこないだろうか。そうすると、私は人事権者と給与負担者とは、むしろ県レベルぐらいでいいのではないだろうかと思えます。同時に、フランスなどは国家公務員ですけれども、日本では、あまり地域に分けてそれぞれ細分化して独自の教育というよりも、ある程度国がナショナルスタンダードを持って、それをもとにして、県が人事やあるいは給与についても保証して、それに教育レベルも保証しますよというぐらいのシステムのほうが私は日本的になじむのではないだろうかという気がいたします。

もう一点、この○4つの教師の問題ですが、これは今地方の教師は比較的一般民間人から見ると恵まれているほうです。ですから、待遇だけではないなと思っています。そこで教師になるときに、もう少し専門性を持ってもらう必要があると考え、教職大学院制度を

つくりましたけれども、なかなかうまくいっていません。ですから、もう少し先生になるときにインターンシップのような形でしっかり現場経験をしてから先生になる。そういうシステムづくりもこの中に当然必要なのかなと考えています。待遇の話だけだと、かつて田中総理のときに人材確保法をつくりましたので、日本の教師がみんなよくなったかと言うと、現実的には教師のレベルは下がっていますとみんな評価されるのです。ですから、システムづくりもぜひここで私は述べておくべきではないかなと思っています。

○鎌田座長 では、貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 Ofstedの件ですけれども、必ずしもイギリスのものをそのまま日本に適用することはないと思います。ただ、参考にする必要はあります。私の聞くところによりますと、低い評価を受けても改善のいろんな方策が示されて、何回かチャレンジしてもだめな場合に廃校というようなことで、相当に猶予があるということで、失地回復の機会があるということですが、そのまま日本に当てはめなくてもいいと思います。

ただ、ここにありますように、目的としてはよくなるような学校が改善されてみんなが頑張れるようなサジェスションをしたり、財政的にもこういう面であったほうがいいですよと、つけたほうがいいですよということを勧告したりとかということがあると元気になるのではないかなと思います。

もう一つは、例えばそれも関連しますけれども、次の資料の後ろにコミュニティ・スクールがありますけれども、これももともとはサッチャー政権のときの最初ですけれども、しかし、これはイギリス型をそのまま日本に持ってきて、地教行法の改正になっているわけではありませんで、やはり日本型になっているのです。つまり、イギリスの場合は学校理事会制度で、その理事会が校長を選ぶとかということになって、ですから、理事会が罷免もできるのです。そういうふうなのは余りにも日本人は無理だろうということでアングロサクソンの国はそういうふうにしていますけれども、日本は日本的にあくまでも校長の経営責任者はトップにあって、そして校長先生が地域の中から教育委員会に推薦して、教育委員会がその委員を任命するという形で穏やかになっているわけです。ですから、そういうふうに日本型にやっていけばいいのではないかなと思います。

人事のほうについても、例えば島嶼地区が多いとか、山間僻地が多いところについては県が担当する。しかし、できるところはそこで任せてやらせるということは制度設計、テクニックの問題でできるのではないかなと思います。

○鎌田座長 八木委員、次に川合委員、お願いします。

○八木委員 2番目の○の問題であります。地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反している場合に、国が是正改善の指示等を行えるように工夫することというのが入っております。この点、高く評価したいと思っています。

これは前回も取り上げましたが、現在、具体的な問題も生じておまして、沖縄県の八重山地区の教科書採択で依然として違法状態が続いております。これらを法令に従ってもらうということをするためには、文部科学省に他の省庁にもあるような、前回これも一覧

表でお示しいたしましたが、是正改善の指示の権限を持たせるのがよろしいかと思ます。

これと関連してイギリスの教育水準局の問題でありますけれども、これも学校及び地方の教育行政が法令を遵守しているかどうかをチェックするところが非常に重要なところでありまして、同時に、教育のナショナルスタンダードを維持できているかどうかというチェックであります。となりますと、国に置くのが適切ではないかと思ます。また、イギリスの教育水準局の場合は、教育省とは別の機関である、すなわち日本で言えば、文部科学省とは別の機関として設けるというところも1つのポイントであろうかと思っております。

○川合委員 先ほど来、評価という言葉が出ると減点主義が入ってくる日本の習慣というのが問題になっておりますけれども、そのとおりだと思ます。私どもは研究の法人や大学に所属しておりますと、最近評価ばかりでございまして、みんな減点でやろうとするので、やられるほうもみんな疲弊しております。

一方、私が所属している研究機関の理化学研究所というところは己がみずからアドバイザーカウンセラーというのをつくっております。これはどうやったらもっとよくなるかというところをポイントにしてアドバイスをいただくという仕組みなのです。ちょうど蒲島委員が先ほどおっしゃったみたいに、いいところをもっと伸ばす、貝ノ瀬さんがおっしゃったみたいな改善をどうしたらいいかわかっていないところにはそのヒントを与えるという形で、向上するほうのポイントを表に出した形での評価というのか、改善アドバイスのコミュニティというような形のもを設定するのが日本のカルチャーには適しているのではないかという気がいたします。

もう一点、いただいたついでに、4ページの一番上に義務教育費の負担等について国が十分に責任を果たすという一文が私の目をひきまして、先ほど下村大臣から御説明いただいたところにあったように、今の国と県との比率等でうまく動かさないところに関しては、国がもう少し十分に担保しますよということを一書かされているのかなと思って読んでいますけれども、こういう少し金銭的に苦しい、予算的に苦しいところに関しては、きちっとそれを担保する。過疎地等で教員がなかなか行きにくいところには待遇を改善して行けるようにするのを国の責任でやるということがここにも書かれているのであるとすれば、この提言は非常にいい文をここに入れられているように思ます。

○鎌田座長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 3番目の地方教育行政のところですが、文科省としてもこの会議としても、コミュニティ・スクールであるとか、学校支援地域本部の設置について非常に積極的に支援していこうという姿勢が見られます。それで結構なのですが、貝ノ瀬先生のような成功例、非常に実践的な例がありますので基本的に反対は致しません。

自分の勤めてきた公立高校や勤務先周辺の小・中学校の実情を見ますと、先ほどからありますように、学校運営連絡協議会であるとか、地域の場合は学校支援地域本部のような組織がなかなか円滑に機能していない例も多くあります。その辺についてどこが問題で、

致命的になりかねない問題が潜んでいるのか、日本の風土になじまないのではないか、あるいは問題点をどう改善していけばいいのか、というような検証が必要だと思っております。

ここで「支援策を講じる」という文言よりも、そこに「問題点の検証や改善を図る」と一歩下がったような印象にはなりますが、そういうふうな文言を加えたほうがいいかなと考えます。

特に「学校支援地域本部」については、その学校を取り巻く地域の事情で選ばれた人選もあるでしょうが、私は、各校長の校務運営の立場から問題点が多いというようなことを直接聞いております。

最後に、もう一点いいですか。

教育委員会制度についてですけれども、今日の議論でも教育委員会の評価について色々言われましたが、現場に勤務していて強く感じることがあります。教育委員会が現場で起こった事故や事件の責任を引き受ける（だから現場は安心して頑張りなさい）というのではなくて、その責任を多くの場合、現場におろしてくる。言い過ぎかもしれませんが、校長が責任を一手に今受けているような状況になっています。

ですから、管理職になりたくないし、板挟みになる副校長などには絶対になりたくないという非常になさけない現象が起こっている、私はそういう場面を何度も見てきたのです。自分自身そうですが、周りの校長たちも2階に上げられて梯子を外されるようなことが多いのです。その要因の一つは、マスコミが怖くて尻込みしてしまうわけで、もっと自信と責任を持って学校現場と一体になれるような教育委員会であってほしい。そうでなければ教育委員会などなくていいと私は思うわけです。

○鎌田座長 全体的な御意見も頂戴したところですが、残りの時間の関係もございまして、全体を通じての御意見がございましたら、ぜひお出しいただければと思います。

下村大臣、どうぞ。

○下村大臣 時間があるので解説的に、先ほどの八木委員のお話と今の鈴木委員のお話の中で、今日、日本維新の会が私に言ってきたのは、教育委員会制度の設置はそれぞれの自治体が判断するという法律案を今国会に出す。教育委員会を置かないという自治体も法律上認めるといふなかで、それは維新の会の考えですけれども、一方で、国の権限を強化することによって、2の2番目の〇のところではありますが、国が是正改善の指示等を与えるということで、維新の会は国の権限をもっと強くするという言い方をしていましたが、そういう考え方があるということで御紹介だけさせていただければ。

先ほど八木委員がおっしゃっていた八重山の問題というのは御存じない人は全然御存じないと思いますので申し上げますと、あそこは3つの自治体、市と町が教科書の共同採択、教科用図書無償措置法ということで3つの地域が協議して同じ教科書を使おうとしていて、ある教科書が決まったのです。ところが、その中で1つのところだけ、竹富町というところだけその協議の結果に基づく教科書は使わないと。最初は合意していたのですが、使わないと。それぞれの教育委員会が市と町と3つあるわけです。無償措置法上は同

じ教科書を使いましょうということを決めたわけですけれども、実際町に帰ったら、その教科書は嫌だということで違う教科書を使おうということで、無償措置法の法律には従わない、しかし、竹富町教育委員会の独自の主張は貫きたいということで、法律違反状態なわけです。

これに対して、今、沖縄県教育委員会を通じて、それは無償措置法上、その地域で協議して同じ教科書を使うということになっているわけだから、竹富町に対してもぜひ協議の結果に基づく教科書を使ってほしいということを再三再四、昨年からそういうお願いをしている。今年はぜひ改善してほしいということで義家政務官は現地に行って指導してもらったのですが、国はそういう権限がないものですから、お願いベースなもので、また最初は沖縄県の教育委員会も協力的ではなかったのですが、それは違法状況ですから、県の教育委員会も竹富町に対して指導しているのですが、従わないという状況の中で、この○の2番目でも地方公共団体の教育行政や法令の規則に違反したり、子供の生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合は、国が是正改善の指示等を行える。この指示がきついのではないかとというようなことも先ほどありましたが、そういうようなときにどうするかということが今起きているという話でしたので、解説をさせていただきました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに。蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 5ページの制度改革後のイメージ図が一人歩きしている気がしています。マスコミの議論などを見ても、結局、首長と新教育長の関係がどうなのか、新教育長と教育委員会の関係がどうなのかが、あまり明快ではないと思っています。

これで言うと、新教育長は教育行政の責任者として指揮監督しますから、巨大な力を持つようなイメージで捉えられているのではないかとと思っています。また、教育委員会の方も決定権を持たずに審議するという書き方がされていますね。私は、新教育長は事務的なことを分担して中心的に執り行い、そして、ある種の牽制を教育委員会から受けるだけだと思っています。独走する可能性もあります。しかし、首長からまたある種の牽制も受ける。ただ、任命・罷免については、任命した後に罷免することは、プラクティカルには難しいのではないかとと思うのです。そういう意味では個々の部分の詰めがもう少し必要であるのに、この図が一人歩きしている感じがします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

富田議員、どうぞ。

○富田議員 蒲島先生と同じで、新教育委員を誰が任命するのかがこの図にないので、ここをきちんとしておかないと新しい教育委員会制度といっても方向性が決まらないのではないかと思いますので、ぜひ座長と事務局のほうで検討していただけないでしょうか。

○鎌田座長 ほかによろしいですか。まず第三者評価のところは、いろいろな形で御意見を頂戴しましたけれども、最後のほうはグッドプラクティスを奨励していくという方向

で書いているというように、それぞれの委員の御意見はしっかり読み込めるように書いたつもりでございますので、その辺はもう少し表現上の工夫の余地があれば工夫させていただきます。

3ページの3つ目の○の県と市町村との関係については、人事の問題と財政的な負担の問題と両方が絡み合っているので、そこを現在の状況を踏まえてどうするのかという提言の内容がわかりやすくなるように整理させていただきたいと思います。

最後の教育委員を誰がどう任命するかというところも実は教育委員会の権限がどこまであるのかというのをきちっと決めろという御意見もございますけれども、その中身についてこの中でもまだ必ずしも合意が本当に形成されているのかどうかということがありますので、緩やかに読めるような表現になっています。それとの関係で教育委員を誰がどういう形で任命していてどれぐらいの権限を教育委員会に与えるかというところについて、きょうの段階ではまだ決め打ちした形になっておりませんが、委員の皆様方に場合によっては補足的な意見を伺いながらも、この段階である程度明確な方向を出したほうが良いということができましたら、もっとはっきりした形に書き換えようと思いますけれども、現段階ではまだ、もう少し検討の必要があるし、最終的には中央教育審議会での議論も経なければいけませんので、そことの関係でどういう書きぶりしておくのがこの提言としては最も望ましいかということについて、次回までに事務当局とも相談し、かつ、委員の皆さんの補足的意見を伺いながら整理させていただければと思っております。あいまいな形ですけれども、御容赦いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鎌田座長 予定の時間が近づいてまいりましたので、これまでの御意見、議論をお聞きになって、総理から御感想などをお聞かせいただけますと幸いです。

○安倍総理 本日も大変お忙しい中、御熱心な議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

教育委員会の問題は突き詰めて言えば、権限と責任の問題なのだろうと思います。権限と責任が不明確になっている。特に責任です。最終的に誰が責任を負うのだということが、みんなで責任を背負うということとして結局無責任な状況になっているというのが大体コンセンサスではないかなと思うわけでございます。ここで、極めて明確な責任と、責任を持つ以上、権限が当然なければ責任の取りようがありませんから、権限が大きすぎるという考えもありますが、権限が大きくなっていけば責任も大きくなってくるのは当然なのだろうと、これを表裏一体という形に捉えていただいて、そこをわかりやすく明確にさせていただきたいと思います。

また、教育水準局についていろんな御議論があったのですが、ちょうど私が自民党幹事長のときに、イギリスの1988年のサッチャー首相の教育改革を少し勉強しようということで、私は行かなかったのですが、下村議員はじめ数名の国会議員を派遣いたしました。そこで状況を調べてきて、この教育水準局の組織について日本でも試してみる価値はあるの

かなと思いました。当時、イギリスの教育レベルは相当低い状況にありました。アングロサクソンというよりもサッチャー首相流のやり方で改革をやったときには、半年間ぐらい教職員組合のストライキで続くという状況の中で改革をしたということでもあります。

教育水準局は、アウトスタンディングとグットという評価もするわけですし、改善の必要があるという評価もある。廃校というのは、日本にふさわしいかどうか、イギリスのそのときの状況においてはそれが必要だったかもしれませんが、そこを考慮いただければいいのかなと思います。また、これを我々が必要だと考えたのは、まだ全国学力調査も体力調査もできていないときだったわけですが、今では学力調査も体力調査もできていますから、それをやっている中での判断というのものもあるのだらうと思います。一方、いじめ等が行われているという状況をどうやって例えば国レベルで評価していくか、あるいはこれは調査していくことができるかどうかということもあるのだらうなと思うわけがあります。

いずれにせよ、きょうは大変深掘りした議論をいただいたことに御礼を申し上げたいと思います。本会議の第二次提言につきましては、次回の会議において取りまとめをしていただき、私たちは直ちに中央教育審議会において具体的な実施方策や法制化にかかわる事項について御検討をお願いしたいと考えております。また、第一次提言を受けた取り組みとして、前回、御報告したことに加えて、道徳教育の更なる充実に向けて、本日、道徳教育の充実に関する懇談会の第1回会議が開催されております。懇談会では、心のノートの全面改訂や教員の指導力向上方策、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて検討を行ってまいりますので御報告申し上げたいと思います。

本会議においては、教育委員会制度について御提言をいただいた後、大学の質・量の充実やグローバル人材の育成について御議論をいただきたいと思っております。次から次へと課題についてお願いをさせていただいて大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。本日いただいた御意見をもとに提言を取りまとめたいと思います。本日、十分御発言いただけなかったことがありましたら、事務局に文書で御提出いただきますと幸いです。と同時に、先ほど申し上げましたように、こちらからこの提言内容を確定していく上で委員の皆さんの御意見を補足的にもう少しお伺いしておいたほうがいいというところに、お問い合わせをさせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、その際には御協力のほど、よろしくお願いいたします。

提言につきましては、あまり時間的余裕もございませんけれども、今、申し上げましたような手続を踏まえて、4月中に予定しております次回会議で皆様に最終的な御確認をいただいて、その場で総理に提出したいと考えております。そのため、本日いただきました御意見を踏まえた文案の修正、また追加的な御意見の取り込みというようなことにつきましては、適宜御相談はさせていただきますけれども、最終的には私のほうに御一任いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鎌田座長 ありがとうございます。

なお、重ねてのお願いでまことに恐縮でございますけれども、正式な提言として取りまとめるまでの途中段階の資料につきましては、ひとり歩きすることによる弊害もありますので、くれぐれも取り扱いに御注意いただきますようお願い申し上げます。

次に、教育委員会制度の後のテーマにつきましては、ただいま総理からも御紹介のあったところでございますけれども、大学教育やグローバル人材の育成という議論に入る予定でございます。このテーマについては内容が大変多岐にわたるものがございますから、次回の審議の最初をフリートキングにしますと議論が著しく拡散するおそれもございますので、当面の審議事項として、これまでこの分野に関してどのような課題が提示されて議論の対象となっているか、あるいはどういうことを目指すべきものとする提言が関係各方面から出されているかというようなことをざっと整理したペーパーを出させていただきますということを考えております。

これも当日にそれが出されて対応しろと言われても御迷惑でしょうから、できるだけ早めにこんなテーマについて議論をしてはどうかという素案を提示させていただきます。それについての御意見を御準備いただくと同時に、これでは不足である、もっとこういうことを議論の対象にしなければいけないということを積極的に次回の会議でお出しいただくと幸いです。そのようなことでよろしいでしょうか。

また、教育委員会の問題に関しては、曾野委員に御提案いただきまして教育委員会の視察をさせていただきました。これは大変有益であったと思いますので、大学につきましても、できれば視察をしたり、あるいはいろいろな大学の関係者の意見をその場で聞くことで、現在の大学の状況あるいは将来にどんな構想をそれぞれの大学で抱いているかということについて、少しでも認識を共有できればというようなことも考えておりますので、その際には御協力のほどをよろしくお願いいたします。

少し長くなってしまいましたが、最後に下村大臣より一言御挨拶をいただきます。

○下村大臣 本日も御熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。教育委員会も次で提言の取りまとめということでございますので、皆様方の中にも、もっと議論をすべきことがあるのではないかとお思いになっている方々もおられると思いますが、いつまでも小田原評定ばかりでも意味がありませんから、来年の通常国会に教育委員会の改革法案を法案としてぜひ出させていただきたいと思っております。これは法律改正を伴いますので、やはり中央教育審議会でも議論をしていただかなければならないテーマになります。そうしますと、中教審で私が答申を受けるわけですが、遅くとも来年の通常国会に法案を出すためには、年内には中教審からも答申を受けないと法律改正は間に合わない。中教審に年内中に答申を受けるためには、遅くとも5月ぐらいには諮問しないと、中教審も今いろんなところでいろんな形で同時に議論しているものですから、それぐらいの時間がかかるということで、次回にぜひ教育再生実行会議として提案していただきたい

というお願いでございます。

スピーディが安倍政権の大きな評価の点ですが、これが拙速にならないように十分に我々としては気をつけてやっていきたいと思っております。

もう一つ、大学改革についても相当前倒しを求められております。それは教育再生実行会議と同様に、政府の産業競争力会議が、非常にアクティブに週1回、2回、会議をしているところなのですが、産業競争力会議の中で、我が国の大学改革とグローバル人材を育成するためにどうしていくか。それに対して私も何度かそこで発言しておりますが、教育再生実行会議における大学教育におけるグローバル人材の育成について、私から発表しなければならないということになっております。教育再生実行会議は産業競争力会議と同様に政府の中の重要な両輪なので、これと連動した形で産業競争力会議の中でも教育については、よく教育再生実行会議の結論を経て議論していただきたいということも今までも何度も申し上げてきております。大学は質・量ともにこれからどう高めていくかということが基本的に我が国の経済発展のためにも、あるいは日本の再生のためにも問われていると思うのですが、その中でも特出しで、我が国における大学におけるグローバル人材をどうつくっていくかということなどについて早めに鎌田座長と相談しながら提案をお願いしたいと思っておりますが、しかし、大学教育については、そんなに1カ月、2カ月でトータル的にまとめるということではなくて、これは、グローバル人材だけではなく大学入学試験をどうするかということにもつながってまいりますし、大学入学試験をどう変えるかということは、高校以下の教育をどう変えていくかという、本当に我が国の教育の抜本改革につながるような本質的なテーマであり、こちらのほうは時間があるかと思っておりますので、ぜひ充実した議論を、私のほうからもよろしくお願い申し上げたいと思っております。

最後に、先ほど総理からお話がありましたが、きょう、第一次提言を受けた道徳の教科化についての道徳教育の充実に関する懇談会を開きました。これは教育再生実行会議よりも委員が多い17人なのですが、きょうは第1回目を開いて、皆さん本当に感慨深い、それというのも中教審の会長をされていた鳥居先生に座長になっていただいたのですが、当時も実は6年前に教育再生会議、安倍内閣のときに道徳の教科化について提言をしたのですが、なかなか中教審でまとまらなくて途中で頓挫してしまったという経緯がございました。

鳥居会長も今回座長でぜひ取りまとめたいという思いを持っておられます。ぜひ国民の皆様方に共感を持ってもらうような形で道徳教育の充実について、これもかなり早めなのですが、心のノートの全面改訂を来年の4月、教材として授業の中で使えるような形でやってもらうということで、今日の懇談会も委員の方々が張り切っておられました。これも教育再生実行会議の提言を受けて今やっていることでございますので、御報告申し上げたいと思っております。

ありがとうございます。

○鎌田座長 どうもありがとうございました。

それでは、次回までまた少し御負担をおかけすることもありますし、次回も大変重要な

御議論をいただかなければいけないということですが、本日の第5回「教育再生
実行会議」はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうも本日はありがとうございました。